第６　児童生徒

１　入　　学

（１）就学予定者

就学児童生徒名は、市町村教委から校長に通知される。　　　　　　（学校施行令第7条）

（２）就学の指導

ア　就学時の健康診断（知能検査を含む）を実施する。　　　　　　　（保健安全法第11条）

(保健安全施行規則第3条)

イ　心身に障害をもつ児童生徒については、市町村教委の要請に応じて就学指導委員会が指導助言をする。　　　　　　　　　　 　　　　　　　 　　　　　 （保健安全法第12条）

（３）就学猶予・就学免除

　　　 就学が困難と認められる場合 　　　 　　　　　　　　　 　　　（学校施行規則第34条）

　　ア　就学指導委員会の指導により、保護者は就学猶予・就学免除を市町村教委に願い出る。

　　イ　就学猶予及び就学免除の許可は、市町村教委の指定する医師やその他の者の証明書等の書類をもとにして行われる。

（４）入学期日

　　　 入学期日は、市町村教委が指示した日とする。 　　　　　　　　　(学校施行令第7条)

（５）入学の準備

　　ア　学級編制をする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（県教委の指導による）

　　　イ　諸帳簿の準備

（ア）指導要録・出席簿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校施行規則第28条）

（イ）児童生徒健康診断票　　　　　　　　　　　　　　　　 （保健安全施行規則第8条1）

（ウ）学校給食実施上必要な書類（給食実施簿等） 　（昭和31．6．5文管学第219号通達）

（エ）体力テスト個人票　　　　　　　　　　　　　 　（県教委　体力つくり推進事業提要）

（６）入学式

ア　「就学通知書」は、当日受付で入学予定者名簿と照合し確認する。

イ　「入学予定者名簿」に記載されていない児童生徒の扱いは、事情により異なるが、受付をして市町村教委と連絡をとり、正式な手続きをとらせる。

ウ　当日欠席をした児童生徒の扱いは、校長が速やかに事情を調査し、市町村教委に連絡する。

エ　入学届（これに類する書類）又はその写し等は、学校で保管する。

（７）入学者名簿の提出

市町村教委へ４月中旬をめどに提出する。抹消した児童生徒があるときは、備考欄にその理由を記入する。

入学事務手続きの参考図

　　　　　　　　　　　　　　　　（就学予定者名簿）

学校（通常の学級　特別支援学級）

市町村教委

　　　　　　　　　　　　　　　　（入学者名簿）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４月中旬

　　　　　（就学通知書・就学時健康診断通知書）　　　　　　（就学通知書）

|  |
| --- |
| 就　 学　 猶　 予 |
| 就　 学　 免　 除 |
| 特別支援学校 |

保　　護　　者

　 （　児　童　）

就 　学　時

健 康 診 断

（知能検査）

健常児

就学指導委員会

障害のある

児童・生徒

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 視覚障害 | 聴覚障害 | 知的障害 | 肢体不自由 | 病弱・身体虚弱 | 言語障害 | 自閉症・情緒障害 |
|  |

２　転　入　学

（１）転入学児童生徒の保護者から受け取る書類

ア　異動証明書（市町村教育委員会発行―住民登録完了の有無を確認する。）

　　　イ　在学証明書

　　　ウ　転学児童生徒教科用図書給与証明書（同一年度内に２度以上の異動がある場合は前の学校のも含む。）

　　　エ　日本スポーツ振興センター加入証明書（加入の有無が確認できればよい。）

　（２）転入学の期日

　　　　転入学の期日は、異動証明書による。

　　　ア　異動証明書の転入学期日と児童・生徒の出校した日とにずれのある場合は、その間は欠席とする。

　　　イ　在学証明書の日付と異動証明書の転入月日が同じ場合は、転入月日は翌日とする。

　（３）転入学の手続き

　　　ア　学級の決定

　　　イ　教科書・教材の確認

　　　ウ　転入学簿の記入

　　　エ　転入学通知書の発送

　　　オ　学級諸帳簿の整理（指導要録原本の作成）

（４）送付を受ける書類

　次の書類の送付を受ける

ア　指導要録の写し　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校施行規則第28条第3項）

イ　児童生徒健康診断票（学区名記入）　　　　　　　　　（保健安全施行規則第8条第3項）

ウ　体力テスト個人票（愛知県内からの転入のみ）

　　　注　・上記書類の受領書を発送すること。

（５）個人的理由により住民票をもたない人の子弟の入学について

　　　住民基本台帳に記載されていないものであっても、当該市町村に住所を有するものであれば、義務教育の完全実施という観点から、このものについても学齢簿を編成する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（昭和42．10．2文初中局長通達）

* 上記の転入学希望児童生徒の取扱い

1. 申請（学校教育課）　　　　　　　　保　護　者　→　市町村教委
2. 許可について　　　　　　　　　　　市町村教委　→　校長
3. 許可された日から転入学として扱う。
4. 転入学関係書類の整備については保護者に督促する。

転入学事務手続き参考図

保護者

は必要書類

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　は保護者

市民（住民）課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　は学校

住民異動届

市町村教委

異動証明書

住民異動届

在学していた学校

・在学証明書

・転学児童生徒教科用図書給与証明書

・日本スポーツ振興センター加入証明書

|  |
| --- |
| 転入先市民（住民）課 |

○必要書類受理

・異動証明書

・在学証明書

・転学児童生徒教科用図書給与証明書

・日本スポーツ振興センター加入証明書

住民異動届

転入先市町村教委

住民異動届

転入先学校

転入学通知

必要書類送付願

必　要　書　類　送　付

在学していた学校

転入先学校

在学していた学校

・指導要録原本作成

・学級諸帳簿整理

・教科書（副読本）

・各種教材

・各種会計など

学級の決定・教科書・教材の確認・その他

転入学簿

必要書類受領書発送

３　編　入　学

（１）編入学の例

ア　外国にある学校からの場合

イ　国内の外国人学校からの場合

　　　ウ　児童自立支援施設もしくは少年院からの場合

　　　エ　就学猶予及び免除の必要がなくなった場合

　（２）編入学の手続き

　　　ア　入学の場合と同様な処理をする。

　　　イ　指導要録の編入学等欄に、編入年月日、学年及び事由等を記入する。なおこの場合には「第１学年入学」の文字を削除する。

　　　　　注　・年齢に応じた学年に入学させる。

　　　　　　　・事情によりただちに相当学年の課程における教育を受けることが適当でないときは保護者の希望等により学校の生活に適応するまで、下学年に一時的に編入することができる。

　　　　　　　　　（昭和35．4．25国発第11号　文部事務次官回答）

４　転　　学

　（１）転学児童生徒の保護者へ渡す書類

　　　ア　在学証明書（去校する年月日）

　　　イ　転学児童生徒教科用図書給与証明書（同一年度内に２度以上の異動がある場合は前の学校のも含む。）

　　　ウ　日本スポーツ振興センター加入証明書（加入の有無が確認できればよい。）

　　　エ　その他（例　貯金通帳・諸会計の精算・通知表・私物等）

　（２）転学の手続き

　　　ア　転学児童生徒の保護者へ渡す書類の作成

　　　イ　学級諸帳簿の整理

　　　ウ　転学簿の記入（去校日・転学日）

　　　エ　転学先の学校へ関係書類の送付（転入学通知書の受理後）

　　　オ　指導要録原本の整理（除籍簿へ）

　（３）転学先の学校へ送る書類

　　　ア　指導要録の写し（転入学者については前校から送付された写しも含む。）

　　　　････要原本証明

　　　イ　児童生徒健康診断票

　　　ウ　体力テスト個人票（愛知県内への転学のみ）

　　　エ　その他児童生徒指導上の必要書類

　（４）除籍の日

転学先の学校へ入学した日の前日とする。

転学事務手続き参考図

保護者

は必要書類

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　は保護者

市民（住民）課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　は学校

住民異動届

・異動証明書受理

・転学理由、転学先学校の確認

・転学手続きの指示

・保護者に渡す関係書類の作成

・転学児童生徒の私物返却

市町村教委

異動証明書

住民異動届

学校

・在学証明書

・転学児童生徒教科用図書給与証明書

・日本スポーツ振興センター加入証明書

|  |
| --- |
| 転学先の学校 |

・学級諸帳簿の整理

・転学簿の記入（去校日、転学日）

・転学先学校への関係書類の送付

・指導要録原本の整理（除籍）

５　退学・学齢超過

（１）退学になる場合

ア　外国にある学校へ入学する場合

イ　児童自立支援施設・少年院へ移った場合

ウ　居所不明の場合

エ　児童生徒死亡の場合

オ　その他

（２）退学の手続き

　　ア　小学校又は中学校の全課程を終了する前に退学したときは、校長は速やかにその旨を市町村教委へ通知する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校施行令第10条）

イ　市町村教委からの「異動通知書」により除籍する。

（ア）外国にある学校に入学する場合……求めに応じて指導要録の写しを送付する。

（イ）児童自立支援施設・少年院へ移った場合……求めに応じて指導要録の写しを送付する。

（ウ）居所不明の場合……出校しなくなった日から１年間は長期欠席とし、それ以後は市町村教委の指示を受けて退学とし、除籍する。

（エ）児童生徒死亡の場合……退学となるので、死亡届の日付で除籍する。

（３）学齢超過　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校法第16条)

ア　就学義務

（ア）就学義務が猶予された場合…･･･満１５歳に達した年の学年の終わりと共に就学義務はなくなる。

（イ）学齢児童が、満１２歳に達した年の学年の終わりまでに小学校の課程を修了しない場合でも、保護者は，児童が満１５歳になった年の学年の終わりまでは、小学校に就学させる義務がある。

イ　学習の継続

（ア）学齢超過児童生徒の保護者から、その希望があれば，市町村教委の許可を得て就学することができる。

（イ）中学校へ入学の時、すでに満１５歳を超えている場合は，市町村教委の入学許可を必要とする。

（ウ）中学校に在学中に満１５歳を超えた場合は、改めて許可を受ける必要はない。

６　修了・卒業

（１）課程の修了

ア　小学校において、各学年の課程の修了の認定は、児童の平素の成績を評価し、校長が行う。（認定の時期は、各学年の終わりである。）　　　　　　　　　　　（学校施行規則第57条）

イ　上記第５７条の規定は、中学校にこれを準用する。　　　　　　（学校施行規則第79条）

ウ　各学年の課程を修了しないで、上級学級への進級は認めらない。

　　　　　　　　　　（昭和29．10．19文初中局長回答）

エ　校長、毎学年の修了後、速やかに全課程を終了した者の氏名を市町村教委に通知しなければならない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　(学校施行令第22条)

（２）卒業の期日

　　校長が卒業を認定した日とする。（原則として３月末日であることが適当である。）

　（学校施行規則第44条）

（３）卒業証書の授与

　　ア　校長は、小学校の全課程を終了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。

　（学校施行規則第58条）

　　イ　上記第５８条の規定は、中学校にこれを準用する。　　　　　（学校施行規則第79条）

（４）卒業の手続き

　　ア　小学校の場合

　　（ア）指導要録の写し、児童生徒健康診断票、体力テスト個人票（愛知県のみ、ただし私立は除く）を進学先の校長あてに送付する。

　　（イ）書類の保存

　　　　指導要録のうち、学籍に関する記録は２０年間、指導に関する記録は５年間保存する。

（学校施行規則第28条第2項）

　　イ　中学校の場合

　　（ア）書類の送付……小学校の場合と同じ

　　（イ）書類の保存……指導要録は小学校と同じ、児童生徒健康診断票は５年間保存する。

（学校施行規則第28条第2項）

（保健安全施行規則第8条第4項）

（５）卒業者名簿の提出

　　　校長は卒業式後「卒業者名簿」を市町村教委へ１部提出する。

７　長期欠席

入学後、学年の途中において、保護者に正当な理由がないのに、児童生徒が休業日を除き引続き７日以上出席せず、その他その出席状況が良好でない場合のことをいう。

（１）出席の督促

ア　校長は、児童生徒が休業日を除き引き続き７日間出席せず、その他のその出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な理由がないと認められるときは、速やかにその旨を市町村教委に通知〔児様式例１〕する。（学校施行令第20条）

（ア）校長は、実情を調査し、該当児童・生徒を速やかに出校させるよう努力する。

（イ）該当児童・生徒がいる場合……地域の児童委員と連絡を密にする。

イ　市町村教委は、校長の通知を受けたとき、児童生徒の保護者が就学義務を怠っていると認められたときは、その保護者に対して、児童生徒の出席を督促しなければならない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校施行令第21条）

８　出席停止

　（１）性行不良の場合

ア　教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良で、他の児童生徒の教育に妨げのあると認める児童生徒があるときは、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができる。

　・対生徒間暴力、一定限度を超えるいじめ等

　・対教師暴力等

　・器物破損

　・授業妨害

イ　学校においては、保護者全体に対して、生徒指導に関する基本方針等について説明を行う時など適切な機会をとらえて、出席停止制度の趣旨に関する説明を行い、適切な理解を促すことが望ましい。

（ア）市町村立学校管理規則の運用について

ａ　学校教育法第３５条（児童の出席停止）及び第４９条（準用規定）に規定する出席停止については、その性質上軽々しく行われるものでないことから、教育委員会は校長の意見〔児様式２〕を十分尊重することが望ましい。また、これを命ずるに先立って当該保護者の意見を聴取しなければならない。

ｂ　出席停止命令の伝達は、文書の手交または郵送によることとし、口頭のみにより命ずることは認められない。

ｃ　出席停止命令書〔児様式４〕の交付者は、教育委員会とする。

ｄ　出席停止命令書受領者は、原則として当該児童生徒の保護者とする。

　　　　ｅ　教育委員会が出席停止命令書を交付した場合は、当該学校長に通知〔児様式３〕する。

（イ）出席停止の解除

出席停止の期間中の当該児童生徒の状況によって、出席停止の解除を適当と認めたときは、速やかに決定の手続きに準じて処置をする。　　 （59教義第117号　県教育例規集）

（２）感染症の場合

ア　校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときには、出席を停止させることができる。　　　　　（保健安全法第19条）

イ　出席停止の指示

　校長は、学校保健安全法第１９条の規定により、出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、保護者に出席停止の指示をしなければならない。

〔児様式例６参照〕

　（保健安全施行令第6条）

ウ　出席停止の期間

（ア）第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

（イ）第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （保健安全施行規則第19条）

　　○インフルエンザ(鳥インフルエンザ(Ｈ５Ｎ１)及び新型インフルエンザ等感染症を除く)

・発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日(幼児にあっては３日)を経過するまで。

○百日咳

　・特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

○麻しん

・解熱した後３日を経過するまで。

○流行性耳下腺炎

・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

○風しん

・発しんが消失するまで。

○水痘

・すべての発しんが痂皮化するまで。

○咽頭結膜熱

・主要症状が消退した後２日を経過するまで。

（ウ）結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで。

（エ）第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

（オ）第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

（カ）第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

　　　(注)　感染症の種類については、保健安全法施行規則第１８条による。

エ　出席停止の報告

（ア）校長は、児童生徒に出席停止を指示したときは、その旨を市町村教委に報告しなければならない。

（イ）児童生徒に出席停止を指示したときは、次の事項を記載した書面をもってする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（保健安全施行規則第20条）

・学校の名称

・出席を停止させた理由及び期間

・出席停止を指示した年月日

・出席を停止させた児童生徒の学級学年別人員数

・その他参考となる事項（具体的な予防措置など）　　　　　　　〔児様式例７参照〕

（ウ）臨時休業の申請**→**第３庶務「１休業日」参照

（エ）感染症発生の報告**→**第３庶務「５学校保健・学校給食」参照